

# 【インフルエンザの登校基準】

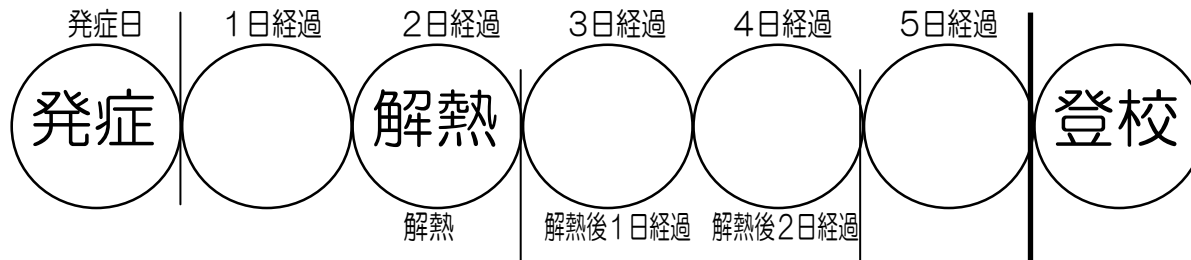
学校保健安全法：2012.4.1 改正

インフルエンザによる学校の出席停止期間は発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで

発症後5日を経過している **かつ** 解熱後2日を経過している

**一番短くても 5日間は休まなければならない**

例1



例2

